

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
4	建築開発課	R4.9.26	松阪市指定道路等台帳整備補正業務委託	建築基準法に基づいて指定した位置指定道路等並びに道路法に基づいて告示された市道認定の変更に伴う廃止、変更及び区域変更等により道路形状が変更になった路線等について、指定道路調書及び指定道路図の補正を実施する。	1	R4.9.30	株式会社バスコ三重支店	津市羽所町700番地	2,299,000	1,947,000	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 松阪市指定道路等台帳補正業務は、指定道路台帳を更新する情報を得て、指定道路調書及び指定道路図を更新し、松阪市統合型GISへ反映する業務である。 指定道路台帳を作成することは他業者でも可能であるが、松阪市統合型GISは(株)バスコが著作権を有するGISソフトウェア「PASCAL」を使用していることから、指定道路台帳データを松阪市統合型GIS上で稼働させるためのデータに変換すること及び松阪市統合型GISへのデータの反映は(株)バスコ以外の業者が実施することができない。 また、(株)バスコ以外の業者が業務を実施する場合は、様々なリスク(蓄積した指定道路台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型GISからの離脱によるサービス低下等)が考えられるため。	無	